

公益社団法人奈良県トラック協会 役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「当協会」という。）定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の種類)

第3条 当協会は、常勤理事の職務執行の対価として、定例報酬を支給する。

2 常勤理事には、本給を月額として、次の各号に掲げる理事に対し、それぞれ当該各号に定める額に基づき定例報酬を支給する。

- (1) 専務理事 月額700,000円以下
- (2) 常務理事 月額600,000円以下
- 3 非常勤の理事には、役員報酬を支給しない。
- 4 監事が理事会等に出席する場合には、その都度、月額50,000円以下の報酬を、銀行振込により支給する。
- 5 常勤理事には賞与を支給することができる。
- 6 常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の支給)

第4条 定例報酬は、職員の給与規程に準じ、毎月1回、21日に銀行振込により支給する。支給日が休日にあたる場合は、前日に支払う。

(賞与の支給)

第5条 賞与は、予算及び別表に定める範囲内において、原則として、6月1日及び12月1日に在任する常勤理事に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に銀行振込により支給する。

(退職慰労金の支給)

第6条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期終了、辞任又は死亡によ

り退任した者に対し、職員退職給与金規程に準じ、銀行振込により支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(費用)

第7条 当協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、職員の給与規程に準じ、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

賞与支給月	6月	12月
支給割合(月数)	定例報酬×1.95月	定例報酬×1.95月